

鹿屋市告示第 105 号

鹿屋市町内会活性化支援交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男



令和 8 年 3 月 31 日 決 裁

鹿屋市町内会活性化支援交付金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市町内会活性化支援交付金交付要綱（令和３年鹿屋市告示第90号）の一部を次のように改正する。

附則中「令和８年３月31日」を「令和９年３月31日」に改める。

附 則

この要綱は、令和８年３月31日から施行する。